

第1章 移動円滑化に関する基本的な方針

1. 基本構想策定の目的

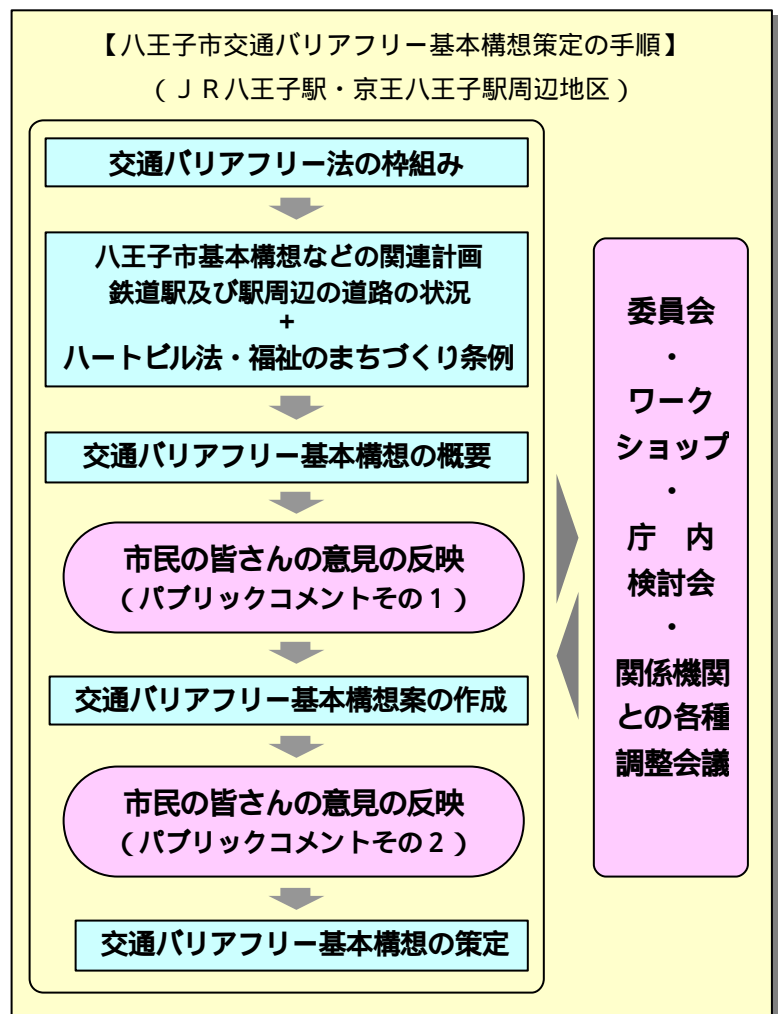
- ・ 急速な少子高齢化や、障害者が障害のない人と同じように生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透など、だれもが自立した日常生活や社会参加を営むことができるまちづくりを進めることが求められています。
- ・ このような背景の中、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称『交通バリアフリー法』)が施行されました。
- ・ 八王子市では、この法律の趣旨に基づき、だれもが公共交通機関を利用して移動しやすいまちづくりを目指して、平成13年度に交通バリアフリー基本構想策定委員会を設置し、本市における基本的な目標とJR八王子駅・京王八王子駅周辺地区の基本構想を策定したものです。

2. 目標年次

- ・ 基本構想の目標年次は2010年(平成22年)とします。

3. 策定手順

- ・ 基本構想の策定に際しては、高齢者及び障害者の方々の意見や考え方を十分に反映する必要がありますので、各団体や市民の方々を中心として、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、学識経験者から構成される委員会によって検討を行うとともに、現地の問題点を把握し、整備の方向性を検討するために、ワークショップを開催しました。
- ・ 平成14年9月までに検討してきた内容の概要をとりまとめ、平成14年10月にパブリックコメントとして公表し、市民の方々の意見を踏まえて修正を行いました。
- ・ この内容を検討し、充実させて、平成15年1月に再度パブリックコメントとして公表し、平成14年度に交通バリアフリー基本構想としてとりまとめました。



4 . 基本構想の目標

交通バリアフリー法の目的や、八王子市のまちづくりの基本理念を実現していくために、5つの方針を定めました。

- ・ 市の基本構想・基本計画である八王子ゆめおりプランでは、まちづくりの基本理念として『人とひと、人と自然が共生し、だれもが生き生き生きるまち』を掲げ、6つの都市像の中の『安全で快適に暮らせる心やすらぐまち』を実現するための基本方針として、ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めることとしています。
- ・ これは、交通バリアフリー法の目的“高齢者、障害者などの自立した日常生活及び社会生活を確保する”ことと、今後のまちづくりの方向性が合致しています。
- ・ 交通バリアフリー法の目的や、まちづくりの基本理念を実現していくために、本市の交通バリアフリー基本構想では、「バリアフリー化の目標と実現化に向けた取り組み方」として、以下に示す5つの方針を定めました。

基本構想の目標

【交通バリアフリーの目的】

“ 高齢者、障害者などの自立した日常生活及び社会生活を確保する ”

【八王子市基本構想・基本計画でのまちづくりの基本理念】

『人とひと、人と自然が共生し、だれもが生き生き生きるまち』

バリアフリー化の目標と実現化に向けた取り組み方

方針1：だれもが安心、安全に移動できる駅舎・駅前広場などと、主要な歩行軸を整備します

方針2：だれもが快適に歩ける歩行空間を目指します

方針3：沿道の建物と一体となったアクセスしやすいまちづくりを目指します

方針4：関係機関と連携し、バリアフリー化の早期実現を目指します

方針5：市民と協働して地区のバリアフリー化を進め、整備した後も、利用者の意見をフィードバックさせながら改善するなど、継続的な取り組みを行います